平成２３年（フ）第３０３３号
横浜市青葉区しらとり台34番地７　第一青葉荘11号室
債務者　塚本フヨ子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１２７号
横浜市磯子区森４丁目14番23―101号
債務者　関田　友美（旧姓藤沢）
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４４号
北海道旭川市東光10条４丁目４番19号
債務者　豊村　　章
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４５号
北海道空知郡上富良野町本町４丁目３番30号
債務者　桑田　憲二
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５０号
北海道上川郡当麻町４条西３丁目18番３―204号
債務者　大景まゆみ
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６０号
北海道深川市３条11番４号
債務者　坪田　初枝
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７５号
静岡県藤枝市岡出山３丁目12番24号　長谷川アパート西号
債務者　神尾　哲朗
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８６号
東京都町田市森野５丁目17番１―307号
債務者　西澤　昌樹
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４８１号
東京都あきる野市雨間308番地23パルテールⅢ101号
債務者　山内　健次
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１１１号
横浜市神奈川区三枚町573番地12　ジョイム新横浜壱番館202号室
債務者　井上　節子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１１２号
神奈川県綾瀬市早川城山２丁目17番３号
債務者　川見利津子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５号
島根県益田市高津１丁目13番16号
債務者　植松　昭三
１　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第７６７４号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番１―802号
債務者　平井　俊行
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８１５号
大阪府東大阪市荒本北２丁目２番36―602号
債務者　升岡　紀彦
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８４０号
大阪府門真市城垣町16番24号
債務者　山口喜代子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９２７号
大阪市西成区旭１丁目２番19号　ディアコートクニ303号、前住所大阪市平野区加美東１丁目13番２号
債務者　谷宮真千絵
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部